

平成26年12月12日

## 指定管理者の指定について

(練馬区立障害者地域活動支援センターおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブ)

### 1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立障害者地域活動支援センターおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブの指定管理者をつぎのとおり指定する。

### 2 指定管理者

#### (1) 団体の名称

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

#### (2) 所在地

東京都新宿区西新宿八丁目3番39号 S T Sビル内

#### (3) 代表者

理事長 上原 明子

### 3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

### 4 選定の経過

平成26年4月18日 第1回指定管理者選定小委員会

(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間、企画提案書作成要項の審議、施設実地調査の実施、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価)

5月16日 平成26年度第1回指定管理者選定委員会

(業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェ

ックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)

- 7月4日 企画提案書作成要項配付
- 7月14日 企画提案書作成要項説明（団体を特定して実施）
- 7月22日 企画提案書受付（経営状況に関する部分）
- 7月24日 経営診断委託
- 8月4日 企画提案書受付（事業計画に関する部分）
- 8月18日 第2回指定管理者選定小委員会  
（プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点）
- 11月5日 平成26年度第2回指定管理者選定委員会  
（申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、障害者施設と学童保育という二つの事業を相互に連携させ、相乗効果を出していること、地域とのつながりを大切にし、利用者やその家族の地域生活を豊かで充実させるように施設運営が行われていること等の理由により、社会福祉法人東京都知的障害者育成会が練馬区立障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）および練馬区立谷原あおぞら学童クラブを運営するにふさわしいと判断した。（審査結果は別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

資金力、借入金の返済能力、経営の安全性など各項目について優れており、安全で安定した経営を行っている。

### (2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護および情報公開に関する規程のほか、情報セキュリティポリシーやセキュリティ対策基準等の必要な規程が整備されており、インターネットや携帯電話等の危機管理については、情報セキュリティの最新の動向に対応できる水

準に向けた規程を作成する取組がある。

また、各規程に基づき、法人主催の職員研修の実施や所内での職員会議等により積極的に意識啓発を行い、業務における個人情報等の取扱いを日常的に確認している。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

賃金規程および就業規則を整備しており、それらに基づく運用が行われている。また、役員等の構成は適正であり、理事会等は定期的に行われている。

(4) 運営実績

都内で、入所・通所・相談支援等の多種多様な障害福祉事業所を運営しており、障害福祉分野において、他に抜きん出た事業所数（法人直営施設および都区市からの受託施設事業所数 59 か所、グループホーム 126 か所等）を有している。

区内でも、当該施設のほか、貫井福祉園・貫井福祉工房、石神井町福祉園、しらゆり荘および大泉障害者地域生活支援センターの指定管理を受託し、実績は十分である。

また、障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）においては、平成 17 年度の開設時から併設施設の特性を生かした事業を通して、障害者と児童の交流を深めてきているほか、利用者の要望により迅速に対応し、運営全般において、利用者およびその家族から高い信頼・評価を得ている。学童クラブでは多様な行事を開催するなど日々の保育に工夫をしたり、地域や学校と積極的に交流を行っている。また、学童クラブの利用者アンケートの評価も高く、今後も安定した運営を行う能力を有している。

(5) 効率的運営・効率化への取組

法人の人事考課制度に基づき職員の評価を行い、より一層の能力開発に取り組んでいる。

障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）では、非常勤生活支援員の有効活用により、直接支援職員の増員と効率化を目指す提案がある。

また、学童クラブにおいてもスケールメリットを生かし、適正な人事異動で効率化を図っていく提案がある。

(6) 受託への熱意・意欲

障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）としての事業のほかに夕方から

の入浴サービスを実施しており、柔軟な運営に取り組んでいる。また、将来の利用を想定して同一法人内のグループホーム等の見学を実施している。

学童クラブでは、障害者施設との併設施設という利点を生かし、障害者との交流を通じ、学び、生活することで、障害について理解を深め、集中力と協調性をもった児童となるような保育を目指している。また、学童クラブで実施している子育て中の親同士の交流・仲間作りの場である「にこにこ事業」については季節感のある行事を取り入れることで、積極的に地域との交流を行い、児童福祉の向上に貢献していく意欲がある。

#### (7) 施設管理の安全性への配慮

施設安全点検を毎日実施しているほか、様々な状況を想定した危機管理マニュアル等を作成し、職員会議で随時マニュアルの確認や見直しを行う等、危機管理に関する取組がされている。

#### (8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、地域と連携した施設管理運営を行う提案がある。また、異種業務を同一施設内で行うことで、一体的な施設管理に取り組む姿勢がある。

#### (9) 利用者への対応（接遇を含む。）

「利用者からの苦情解決実施要綱」に基づいて、苦情解決第三者委員が支援の様子を観察するなど、利用者への適切な対応に取り組んでいる。

利用者の人権を尊重する職員研修の実施により、職員の意識向上を図るとともに、権利擁護を推進し、利用者の人権尊重を重視している。

#### (10) 職員の育成

職員個別研修計画を作成し、施設内における研修のほか、法人や区が主催する研修への積極的な参加を推進している。また、法人の要綱に沿った様々な研修に参加することにより、専門的なスキルの向上を図っている。さらに障害者施設と学童クラブの施設内研修も実施し、幅広い人材育成に取り組み、職員の質の向上に努めている。

#### (11) 団体の理念・姿勢

障害のある人とその家族が安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、障害者が主体性を持ちながら豊かな生活を送ることができるように、利用者の権利擁護

と社会参加の支援を行うほか、社会資源の整備や地域社会の貢献に取り組んでいる。

また、法人の理念を実践に生かすため、職員研修や各事業所でのOJTを活用して職員に対して周知、徹底させている。

#### (12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

常勤・非常勤を含め、職員の7割弱が区民であり、特に学童クラブの非常勤職員は10割が区民である。これまでも区民雇用に取り組んできており、今後も地域に精通した区民の雇用を推進する提案がある。

また、物品の購入や再委託についても、区内事業者の活用を図っており、今後も区内事業者からの購入を推進していく考えがある。

#### (13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

#### (14) 事業等の提案

障害者地域活動支援センター(谷原フレンド)では、将来の生活の場を想定し、入所施設やグループホームの見学会を実施している。また、学童クラブにおける障害児の受入れについて、障害児支援のノウハウを生かしながら受け入れている点については評価できる。さらに、併設施設の特徴である障害児支援のノウハウを生かし障害児・者と健常児が共に理解を深めていくことができる施設を目指していく提案がある。また、法人事業所同士において相互バックアップ体制を敷き、地域を含めた連携の強化について様々な取組を行い、地域の拠点となるような運営を行っていく提案がある。

## 6 問い合わせ先

健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課地域生活支援係

電話 03-5984-1043

FAX 03-5984-1215

教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課運営支援係

電話 03-5984-1078

FAX 03-5984-1220

指定管理者（社会福祉法人東京都知的障害者育成会）の審査結果  
（練馬区立障害者地域活動支援センターおよび練馬区立谷原あおぞら学童クラブ）

評価項目・評価基準	配点	採点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
<b>2 団体運営の透明性・公正性</b> (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
<b>4 運営実績</b> (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	10点
<b>5 効率的運営・効率化への取組</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 両事業における一体的な施設管理	10点	8点
<b>9 利用者への対応（接遇を含む。）</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
<b>10 職員の育成</b> (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
<b>11 団体の理念・姿勢</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
<b>12 区民雇用の促進・区内事業者の活用</b> (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	4点
<b>13 区内事業者か否か</b> (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。	5点	0点
<b>14 事業等の提案</b> (1) 一体的な施設運営の特色を捉えた事業内容や利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの内容 (4) 障害者総合支援法および児童福祉法等の各種事業のサービス展開の内容 (5) 地域に開かれた運営の内容 (6) 法人の本部または法人が運営する施設による、地域活動支援センターおよび学童クラブの運営および支援に関するバックアップ体制の内容	10点	8点
<b>合 計</b>	100点	78点